

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(総務局総合防災部防災管理課)…一

### 告示

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…二

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…五

### 公告

○優良映画等の推奨……………(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)…六

○土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数……………(都市整備局市街地整備部管理課)…六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

### 雑報

○東京都職員共済組合組合会の招集……………(東京都職員共済組合)…七

## 規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第二百号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十八年東京都規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一避難所及び応急仮設住宅の供与の項中「三百三十円」を「三百四十円」に、「六百二十八万五千元」を「六百七十七万五千元」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「千八百八十円」を「千二百三十円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「一八、七〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「三一、〇〇〇円」を「三一、八〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、六〇〇円」に、「四〇、一〇〇円」を「四一、一〇〇円」に、「三五、六〇〇円」を「三六、五〇〇円」に、「五五、八〇〇円」を「五七、二〇〇円」に、「四二、五〇〇円」を「四三、六〇〇円」に、「六五、三〇〇円」を「六六、九〇〇円」に、「五三、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「八二、二〇〇円」を「八四、三〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一一、六〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「八、二〇〇円」を「八、四〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「一二、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、八〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「二一、八〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「二七、四〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項中「六十五万五千元」を「七十万六千元」に、「三十一万八千元」を「三十四万三千元」に改め、同表学用品の給与の項中「四千七百元」を「四千八百円」に、「五千元」を「五千五百円」に、「五千五百円」を「五千六百元」に改め、同表埋葬の項中「二十一万三千八百円」を「二十一万九千九百元」に、「十七万九百元」を「十七万五千二百円」に改め、同表死体の処理の項中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去の項中「十三万八千三百円」を「十三万八千七百円」に改める。

別表第二 一の部大工の項中「二五、六〇〇円」を「二七、六〇〇円」に改め、同部左官の項中「二八、一〇〇円」を「二九、五〇〇円」に改め、同部とび職の項中「二七、九〇〇円」を「二九、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十日

東京都知事 小 池 百合子

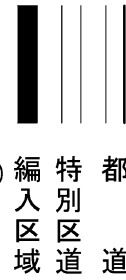
- 一(一) 路線名 飯田橋石神井新座
- 一(二) 変更の区間 練馬区石神井町五丁目八百十二番一地内から同区石神井台二丁目八百番一地内まで
- 一(三) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二(一) 路線名 下石神井大泉
- 二(二) 変更の区間 練馬区石神井町五丁目八百六番六地内から同所千五十二番一地内まで
- 二(三) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

別図

都道飯田橋石神井新座線  
都道下石神井大泉線

区域変更略図

練馬区石神井町五丁目～石神井台一丁目



(1) 都道飯田橋石神井新座線

延長 二九九・五三メートル

面積 一、七八九・二二平方メートル

(2) 都道下石神井大泉線

延長 三八・五一メートル

面積 三七・七七平方メートル

重用編入区域

(1) 都道飯田橋石神井新座線(都道下石神井大泉線との重用編入)

延長 三四・一〇メートル

面積 二〇四・九八平方メートル

(2) 都道下石神井大泉線(都道飯田橋石神井新座線との重用編入)

延長 三〇・〇五メートル

面積 一九四・九九平方メートル

重用廃止区域

(1) 都道飯田橋石神井新座線(都道下石神井大泉線との重用廃止)

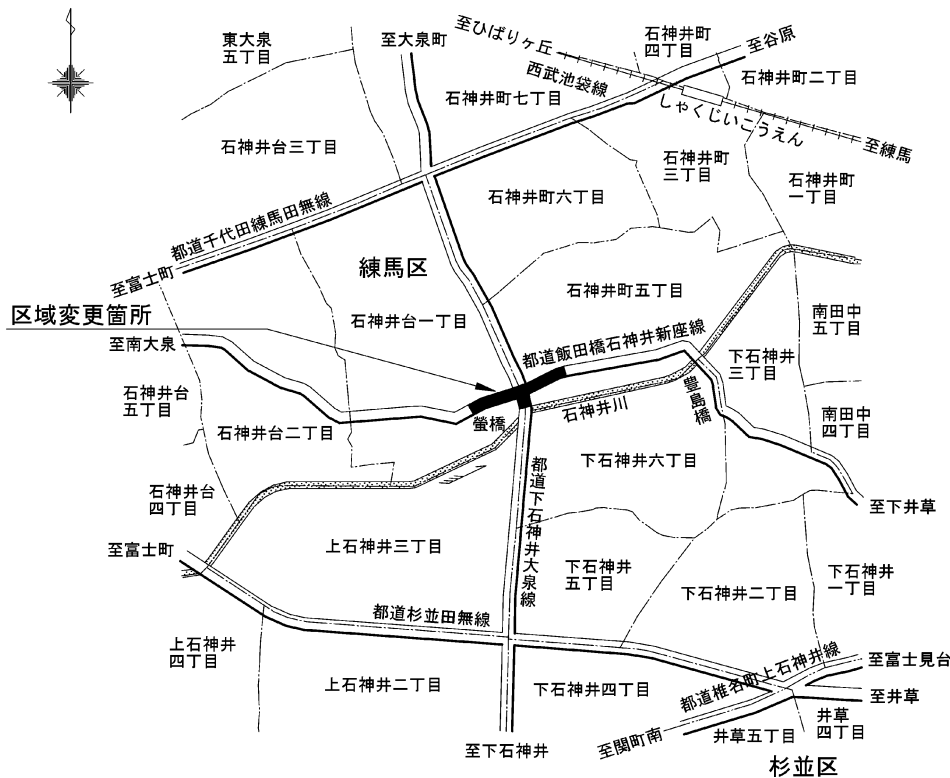
延長 四・三〇メートル

面積 三・四〇平方メートル

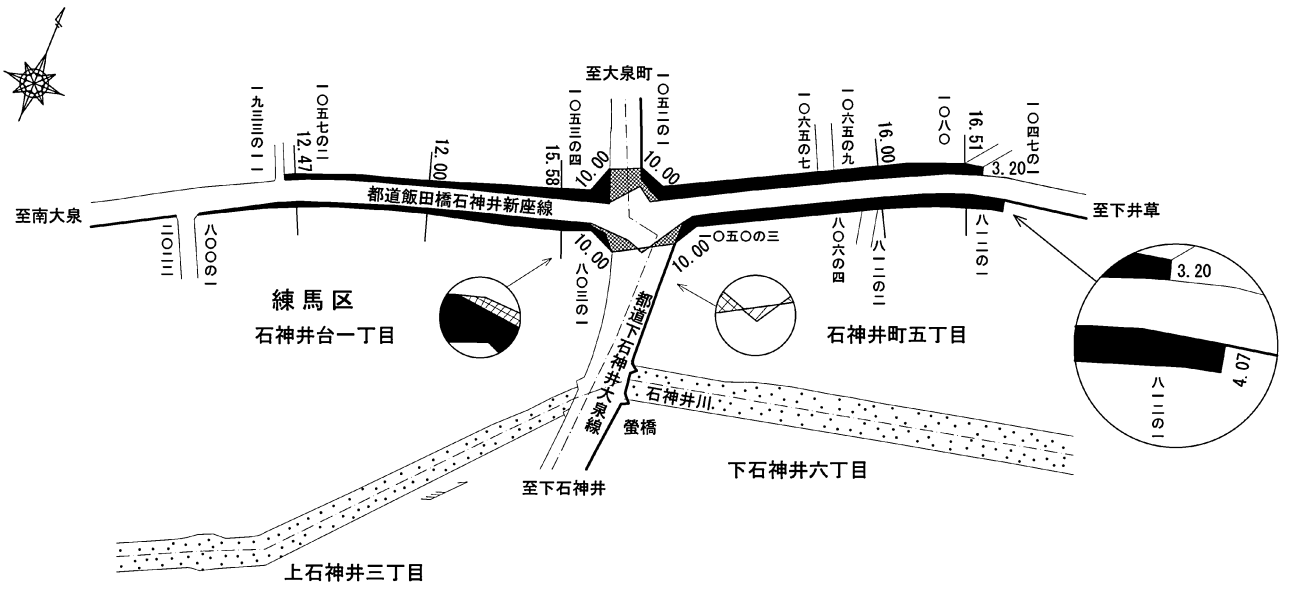
(2) 都道下石神井大泉線(都道飯田橋石神井新座線との重用廃止)

延長 二・三〇メートル

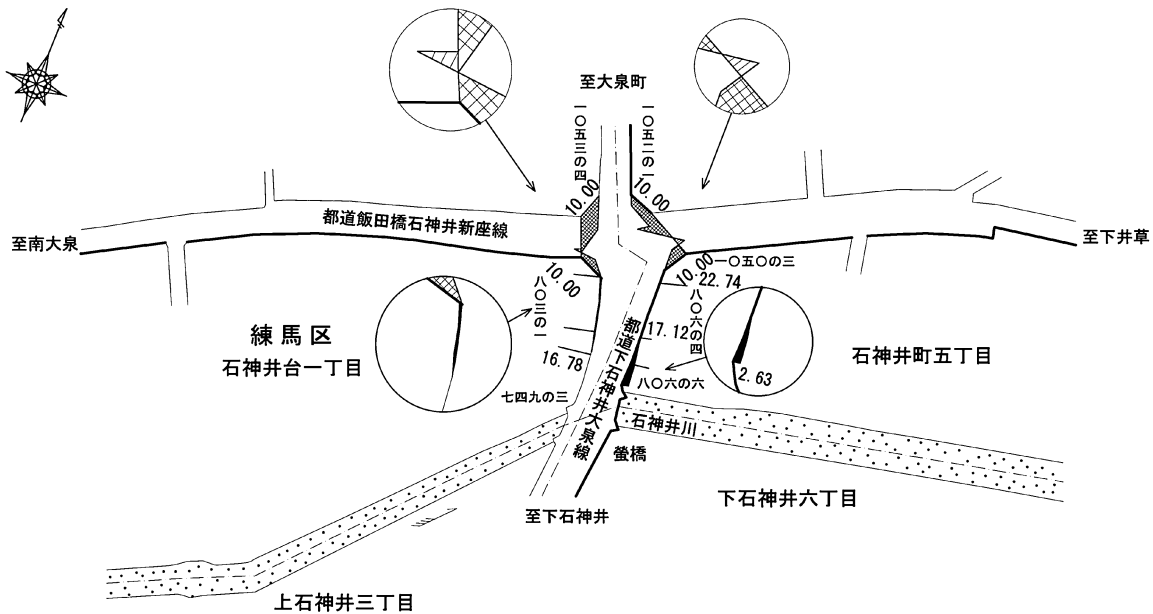
面積 二・九五平方メートル



(1) 都道飯田橋石神井新座線



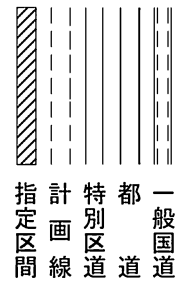
(2) 都道下石神井大泉線



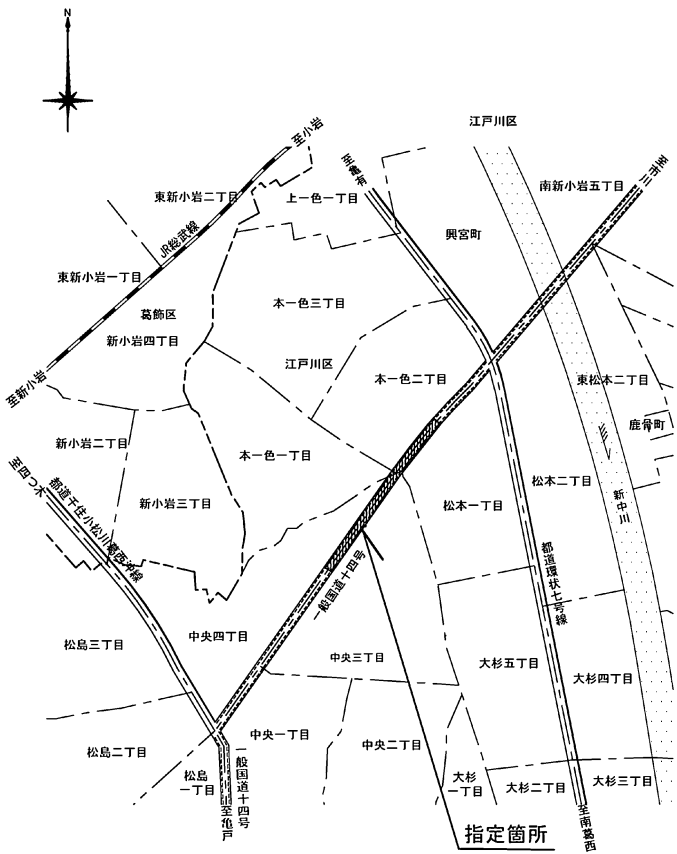
●東京都告示第七百六十二号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 一般国道十四号  
 江戸川区中央三丁目〜本一色二丁目

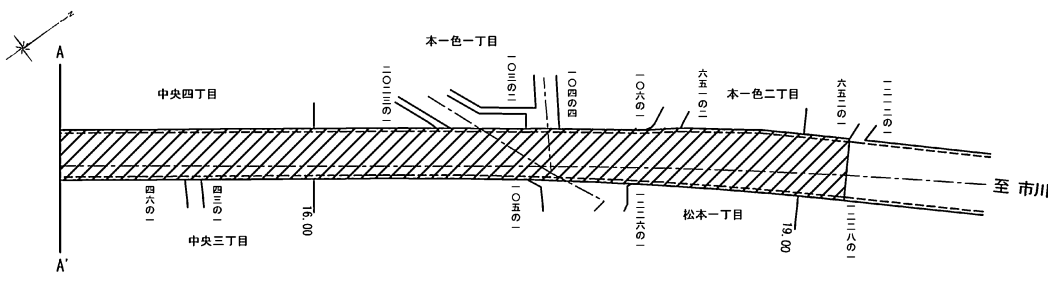
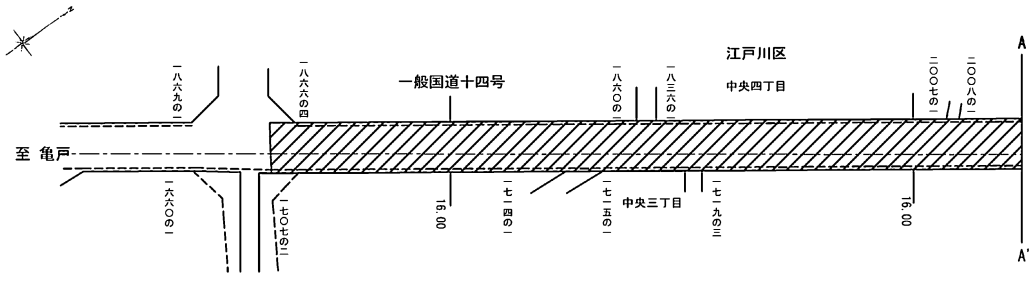


延長 四八六・八〇メートル  
 (電線共同溝予定名称) 国道十四号・五号



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和五年六月二十日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 一般国道十四号

二 指定する区間 江戸川区中央三丁目千七百七番二地先から同区本一色二丁目六百五十二番一  
 地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり



公告

優良映画等の推奨について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のとおり推奨する。

令和五年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由

四八六 映画 古の王子と3つの花 ノール・ウエスト・フィルム 青少年を健全に育成する上で有益であると認める。

四八七 映画 キャロル・オブ・ザ・ベル 家族の絆を奏でる詩 MINNIS TRY OF CUL TURE AND I NFORM ATION POLI CYROF UKRA I NE, 2 0201S TEWOP OLSP ZO, 20

土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数について

令和五年七月二十三日に行う東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第三項の規定による異議の申出がなかったため、同令第二十二条第一項の規定により公告する。

なお、この選挙人名簿は、同条第三項の規定により、この公告の日において確定するものである。

あわせて、同条第四項の規定により、この選挙において選挙すべき委員の数を、次のとおり定めた。

令和五年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

宅地の所有者が選挙すべき委員の数 八人  
宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

令和五年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 テルミナ
- 二 店舗所在地 墨田区江東橋三丁目十四番五号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル
- 六 変更前の設置者の代表者名 小野 伸司
- 七 変更後の設置者の代表者名 柳 隆夫
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社九州屋ほか三十二名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社九州屋ほか三十四名
- 十 変更日 令和五年一月十四日ほか
- 十一 届出日 令和五年五月二十二日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和五年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 十四 縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和五年六月二十日

東京都知事 小池 百合子

テルミナ

- 一 店舗名
- 二 店舗所在地
- 三 設置者名
- 四 設置者住所
- 五 変更前の開店時刻
- 六 変更後の開店時刻
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するに  
とがでる時間帯
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するに  
とがでる時間帯
- 九 変更日
- 十 届出日
- 十一 縦覧場所

墨田区江東橋三丁目十四番五号

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

渋谷区代々木二丁目二番二号ほか

午前九時三十分

午前七時ほか

午前九時から午後十時まで

午前六時三十分から午後十時まで

令和五年五月二十三日

令和五年五月二十二日

東京都産業労働局商工部地域産業

十二 縦覧期間

振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧時間

令和五年六月二十日から同年十月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合の招集について  
令和五年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

令和五年六月二十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 日時 令和五年六月二十七日 午後二時十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 議案 令和四年度決算について

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

